### 沙化僧で きれいな水を自然に返そう 要な作業です。

# 槽は適正な

います。 働きを利用して水をきれい より実施が義務付けられて 法定検査が必要で、法律に 持管理(保守点検・清掃)と 揮させるには、定期的な維 浄化槽の機能を十分に発 にする装置です。そのため、 浄化槽は、微生物などの

検査を行い、浄化槽を正 く使いましょう。 適正な維持管理と法定

ならないようにするのも重 補充し、放流先が不衛生に やタイマーなどの点検調査 を行います。 また、消毒剤を定期的 浄化槽内の機器、送風機

浄化槽はきれいな水を自然に返します

10人槽以下の家庭用浄 行う必要があります。 化槽の場合、年3~4回

> 県に登録している保守点 検業者に委託してくだ

などを抜き取ります。 浄化槽内に溜まった汚泥

- ます。 年に1回以上(全ばつ 以上) 行う必要があり 気方式は6か月に1回
- 許可を受けた浄化槽清掃 業者に委託してください。

※法定検査を受けていない ご家庭には、県から受検 員」が受検指導に伺う場 た「茨城県水質保全監視 す。また、県から委嘱され 指導文書が送付されま

### 括契約システム

括契約システム」を、ぜひご 査を一括して契約できる「 保守点検、清掃、法定検

な水が放流されているかを 検査します。 がきちんと行われ、きれい 最初の検査は、浄化槽 浄化槽の保守点検・清掃

- 県指定検査機関である あり、その後は毎年1回 使い始めてから3~8 行う必要があります。 か月の間に行う必要が を
- にお申し込みください。 **2**029-291-4004) (公社)茨城県水質保全協会

合があります。

## お使いのみなさんへ単独処理浄化槽を

# 合併処理浄化槽への転換

活雑排水はそのまま放流 分の1に減らせます。 で、放流する汚れの量を8 処理浄化槽に転換すること 水も併せて処理できる合併 してしまいます。生活雑排 し、台所やお風呂からの生 レからの汚水のみを処理 単独処理浄化槽は、

処理浄化槽への転換をお願 いします。 から募集)を活用し、合併 め、補助金制度(例年4月 身近な水環境の保全のた

### お問合せ

茨城県生活環境部環境対策課 坂東市生活環境課 **2**029 (301) 2966

**2**0297 (2)2189

契約を仲介する保 検業者、清掃業者また 全協会にお申し込みく は(公社)茨城県水質保